

令和3年5月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第33338号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

口頭弁論終結日 令和3年3月1日

判 決

5 東京都足立区

原 告 半 澤 一 宣

大阪市北区芝田二丁目4番24号

被 告 西日本旅客鉄道株式会社

同代表者代表取締役 長 谷 川 一 明

10 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

被 告 東海旅客鉄道株式会社

同代表者代表取締役 金 子 慎

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

被 告 九州旅客鉄道株式会社

15 同代表者代表取締役 青 柳 俊 彦

被告3名訴訟代理人弁護士 西 出 智 幸

同 高 田 翔 行

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

20 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告らは、東海道～山陽～九州新幹線で運行する全車両の喫煙ルームを廃止  
(閉鎖)し、全列車を完全禁煙とせよ。

25 2 被告西日本旅客鉄道株式会社は、原告に対し、3万8110円を支払え。

3 訴訟費用は、被告西日本旅客鉄道株式会社の負担とする。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、①被告らが運行している新幹線内に喫煙ルームが設置されていることによって、受動喫煙による健康被害を受けているとして、たばこの煙に汚染されていない綺麗な空気の下で目的地まで移動できる権利に基づき、被告らに対し、新幹線の喫煙ルームの廃止を求めるとともに、②原告が被告西日本旅客鉄道株式会社（以下「被告JR西日本」という。）が運行する新幹線に乗車中、喫煙後に原告の隣席に座った乗客とトラブルになり、仲裁に入った車掌が原告に対して席の移動を強いる不利益な措置をとったため、精神的損害を被ったとして、被告JR西日本に対し、不法行為に基づき、慰謝料2万円を請求し、さらに、③被告JR西日本は、受動喫煙防止のために喫煙ルームを廃止し、乗客の安全を確保する運送契約上の債務を負っているにもかかわらず、喫煙ルームを廃止しなかったために、原告は喫煙した乗客から受動喫煙による健康被害を受けたとして、運送契約の債務不履行に基づき、運賃相当額1万8110円の支払を請求した事案である。

1 前提となる事実（証拠等により認定した事実には、末尾に証拠等を掲げる。）

(1) 被告JR西日本は山陽新幹線を運行し、被告東海旅客鉄道株式会社（以下「被告JR東海」という。）は東海道新幹線を運行し、被告九州旅客鉄道株式会社（以下、被告JR西日本及び被告JR東海と併せて「被告ら」という。）は九州新幹線を運行している（弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、令和元年8月6日、新幹線のぞみ138号に乗車していたところ（以下、原告が乗車していたこの新幹線を「本件新幹線」という。）、岡山駅を発車した数分後、隣の席に座った男性の息がたばこ臭いと感じ、この男性とトラブルになった（以下「本件トラブル」という。）。

(3) 本件新幹線の車掌であった被告JR西日本の社員（以下「本件車掌」という。）は、本件トラブルを仲裁するため、原告に対し、席の移動を求めた。この求めを受け、原告は、別の車両の席に移動した。

(4) 被告らは、喫煙ルームを有する車両が存在する新幹線を運行している。

(5) 本件新幹線は、被告JR東海が保有する車両によって運行されており、喫煙ルームを有する車両が存在した。

(6)ア 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により改正された健康増進法（以下、単に「健康増進法」という。）が定める受動喫煙とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう（同法28条3号）。

イ 健康増進法28条11号は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両を「旅客運送事業鉄道等車両」と定めており、被告らが運行している新幹線の車両は、「旅客運送事業鉄道等車両」に該当する。

そして、旅客運送事業鉄道等車両は、健康増進法33条の「第二種施設等」に含まれる。

ウ 健康増進法33条1項は、第二種施設等の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができると定めている。

当該技術的基準は、健康増進法施行規則16条1項において、①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること、②たばこの煙（蒸気を含む。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること、③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていることと定められている。

エ 健康増進法33条2項及び3項並びに同法施行規則17条は、第二種施

設等の管理権原者は、喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に、当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識を掲示し、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、喫煙専用室が設置されている旨を掲示  
5 しなければならないと定めている。

オ 健康増進法33条4項は、喫煙専用室が設置されている第二種施設等の管理権原者は、喫煙専用室の構造及び設備を同条1項の技術的基準に適合するように維持しなければならないと定めている。

(7) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状  
10 や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応に関する知見が示されているとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスク上昇を示す疫学調査があり、また、非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告等がある（甲29、35）。

## 2 当事者の主張

### (1) 喫煙ルームの廃止請求 15

(原告)

受動喫煙の害が科学的に証明されている今日において、全ての国民は、理  
20 不尽な受動喫煙の強要を拒み、自らの健康を守る権利である嫌煙権を有すると同時に、必要な時に必要な場所に移動することを妨げられない交通権を有するから、これらを組み合わせて考えれば、全ての国民は、たばこの煙に汚染されていないきれいな空気の下で目的地まで移動できる権利を有するといえる。そして、これらは、いずれも憲法13条の幸福追求権をより具体化した概念として保障され、保護されるべきである。

しかし、被告らが、新幹線列車内に喫煙ルームを設置し、乗客にそこでの  
25 喫煙を認めている現状では、喫煙を終えた乗客が自席に戻った際に、その周囲で三次喫煙（喫煙を終えたばかりの人の肺の中に残っているたばこの煙

が、その後数分間にわたり呼吸に伴って吐き出され続け、受動喫煙の原因となること)による健康被害を誘発することを防ぐことができないから、被告らが新幹線列車内に喫煙ルームを設置し続けることは、たばこの煙に汚染されていないきれいな空気の下で目的地まで移動できる権利を侵害し続けていることになる。

なお、被告らが提出した証拠(乙2ないし4)が、健康増進法施行令で定める技術的基準に喫煙ルームが適合することを証明しても、これらの証拠は、人が喫煙ルームに出入りする際に気流の乱れが発生する事実を無視したものである。このような喫煙ルームは、健康増進法26条等が、旅客運送自動車等の管理権原者その他の関係者が、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない旨を定めた趣旨に違背したものであるから、何ら対策を講じない被告らの不作為は、違法である。

したがって、原告は、かかる違法な不作為状態を差し止めるべく、被告らに対し、新幹線列車内の喫煙ルームの廃止を請求する。

(被告ら)

ア 原告の主張は、争う。

イ 原告は、たばこの煙に汚染されていないきれいな空気の下で目的地まで移動できる権利を主張するようであるが、このような権利は具体的な法令によって権利性が肯定されていない上に、最高裁判例、下級審の裁判例や学説においても権利性が肯定されていないから、原告の主張する訴訟物には権利性が認められず、喫煙ルームの廃止請求が認容される余地は存しない。

ウ 仮に原告が主張する訴訟物に権利性が認められたとしても、健康増進法によって、被告らが運行している新幹線の車両には喫煙ルームの設置が可

能とされているのであるから、被告らが新幹線の車両に喫煙ルームを設置していることは、原告が主張する権利を違法に侵害するものではない。

すなわち、被告らが運行している新幹線の車両は、健康増進法28条1号において定義される「旅客運送事業鉄道等車両」に該当するところ、  
5 旅客運送事業鉄道等車両は、同法33条の「第二種施設等」に含まれるため、同条に定める基準・要件を充たせば、その内部に喫煙ルームを設置することが可能とされており、被告らが運行している新幹線車両は、その基準・要件を充たしているから、喫煙ルームを設置することが可能である。

なお、原告は、被告らが三次喫煙による健康被害等の発生を防止する責  
10 務を負っているなどとして、その責務の一環として、被告らは新幹線の車両に設置された喫煙ルームを廃止する法的義務を負っていると主張しているようであるが、健康増進法の定める基準・要件を遵守して喫煙ルームが設置されているのであるから、かかる原告の主張によっても、被告らが喫煙ルームを廃止する法的義務を負うことはない。

したがって、仮に原告の主張する訴訟物に権利性が認められるとしても、被告らによる新幹線の喫煙ルーム設置は、当該権利を違法に侵害する  
15 ものではない。

## (2) 不法行為に基づく慰謝料請求

(原告)

原告は、令和元年8月6日、本件新幹線に乗車していたところ、岡山駅を  
20 発車して数分後に隣席にやって来た男性（以下「本件喫煙客」という。）の息が強烈にたばこ臭く、息苦しくなり、受動喫煙（三次喫煙）の健康被害を受けたことを巡り、本件喫煙客とトラブルになった。

この時に仲裁にやって来た本件車掌は、原告に対し、「先方は激高しており  
25 説得が難しい。お客様は冷静なので、穏便に済ませるため、お客様に席を移っていただきたい。」と述べ、原告に席の移動を指示した。

本件車掌は、本件喫煙客の言い分にだけ耳を貸して、原告の話には耳を貸さずに、原告に席の移動を強いるという不利益な措置をとったものであり、これは、原告に対する不法行為に該当する。

かかる不法行為により、原告は、周囲の迷惑に配慮して理性を保っていた原告が損をする扱いをされ、そして、本件車掌からも「受動喫煙を我慢できない方が悪い」と言われたも同然だと感じたことによって、精神的苦痛を受けたものであり、この精神的苦痛を慰謝するには2万円が相当である。

したがって、原告は、被告JR西日本に対し、不法行為に基づき、慰謝料2万円の支払を請求する。

(被告JR西日本)

原告の主張は争う。

原告が主張する本件車掌との間の具体的なやり取りのうち、その大まかな経緯についてまで積極的に争わないが、仮にそのような経過があったとしても、最終的には原告の同意の下で穏便に座席の移動が行われたのであるから、本件車掌の対応が、原告の有する何らかの権利又は利益を違法に侵害するものではない。

### (3) 債務不履行に基づく運賃相当額の支払請求

(原告)

被告JR西日本は、三次喫煙を含む受動喫煙防止のために喫煙ルームを廃止し、乗客の安全を確保する運送契約上の債務を負っているにもかかわらず、喫煙ルームを廃止しなかったため、原告は、本件喫煙客から三次喫煙による健康被害を受けたから、被告JR西日本には原告との運送契約の債務不履行がある。

したがって、原告は、被告JR西日本に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、本件新幹線の運賃相当額である1万8110円の支払を請求する。

(被告 J R 西日本)

原告の主張は、争う。

被告 J R 西日本を含む被告らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームは、健康増進法及び健康増進法施行規則において定められた基準・要件を充たしたものであるから、そのような喫煙ルームを廃止していないことが原告との間の運送契約の債務不履行を構成する余地はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 喫煙ルームの廃止請求について

(1) 原告は、全ての国民は、憲法13条の幸福追求権に基づき、たばこの煙に汚染されていないきれいな空気の下で目的地まで移動できる権利を有すると

して、被告らが運行する新幹線から喫煙ルームを廃止するよう求めている。

一般に、人の生命及び身体についての利益は、人格権として保護を受け、これが違法に侵害された場合には、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当であり、原告が主張する権利も、かかる人格権として保護を受ける利益として主張しているものと解される。

しかし、人の生命、身体についての利益に対する侵害にも、その侵害の程度、侵害の与える影響等には様々な段階があり得るところであって、人の身体等に影響を及ぼすものでも、社会生活を円滑に営むために相互に許容すべきものとして社会的に容認されるものもあり得るから、侵害の態様、程度、加害者側の利益、社会的な寛容の度合い等を考慮した上で、侵害行為が受忍限度を超えるものと認められる場合に初めて差止めの請求が認められると解すべきである。

(2) この点、受動喫煙による健康への悪影響については科学的に明らかになっているところ（前記「前提となる事実」(7)）、健康増進法は、学校、病院等に



5 ついては屋内に喫煙ルームを設置することを禁止しているのに対し、新幹線等については、定めた要件・基準を充たす場合には、喫煙ルームを設置することを可能としている。これは、受動喫煙による健康への影響が大きい子供や患者等が利用する場所では受動喫煙対策を徹底的に行いつつ、その他の場所については、喫煙者が一定数いる現状を踏まえて、喫煙を全て禁止することまではせずに、受動喫煙による健康への影響を減らす方策を採っているものであり、そうすると、健康増進法が許容している喫煙ルームであれば、社会生活を円滑に営むために相互に許容すべきものとして社会的に容認されているものといえる。

10 そこで、検討するに、まず、被告らが運行する新幹線は、健康増進法28条11号の「旅客運送事業鉄道等車両」に該当し、そして、同法33条の「第二種施設等」に含まれるところ（前記「前提となる事実」(6)イ）、同条1項が定める基準を充たす場合には、車両内部に専ら喫煙をすることができる場所を設置することが可能と定められている。

15 そして、証拠（乙2ないし4）によれば、被告らが運行する新幹線に設置された喫煙ルームは、同項及び健康増進法施行規則16条1項が定める技術的基準である①出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること、②たばこの煙（蒸気を含む。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること、③たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていることのいずれの基準も充たしていることが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

20 また、証拠（乙2ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、被告らが運行する新幹線に設置された喫煙ルームの出入口及び新幹線車両の主たる出入口の見やすい箇所には、健康増進法33条2項及び3項所定の記載事項を容易に識別できる標識が掲示されていることが認められ、そして、被告らは、定期的な検査及びメンテナンスを実施し、技術的基準に適合するように維持して

いくことを予定していることが認められる。

以上からすれば、被告らが運行する新幹線の喫煙ルームは、健康増進法が定める要件・基準を全て充たした喫煙ルームであると認められるから、社会的に容認されているといえる。

5 (3) そして、原告は、「喫煙ルームを設置すると、喫煙した乗客が自席に戻った際に、その周囲で三次喫煙による健康被害を誘発することを防ぐことができないとも主張する。

しかし、長時間にわたって乗車する新幹線においても喫煙が可能な場を要望する乗客が一定数おり、それが社会的にも許容されている現状下において、かかる喫煙客のために健康増進法に則った喫煙ルームを設置しつつ、その喫煙ルーム以外の場所での喫煙を禁止して他の乗客の健康を守っていることや、乗車券を購入する際には、喫煙ルームに近い席を避けることができるシステムが導入されていること（甲40）に加え、新幹線内に限らず、日常生活においても、三次喫煙の可能性が残されている現状などを考慮すれば、  
10  
15 新幹線での喫煙ルームの設置が、受忍限度を超えるものとは認められない。

(4) したがって、原告の主張を認めることはできない。

## 2 不法行為に基づく慰謝料請求について

原告は、本件トラブルの仲裁に入った本件車掌が原告に対して席を移動させたのは、不法行為に該当すると主張する。

20 しかしながら、前記「前提となる事実」(2)(3)のとおり、本件トラブルの仲裁に入った本件車掌は、本件喫煙客ではなく、原告に対して、席の移動を求めているが、原告の主張によっても、本件車掌は原告を掴んで無理矢理移動させるなどの強制力を用いずに原告に席を移動してもらったのであるし、原告の主張のとおり、本件車掌が「お客様は冷静なので、穏便に済ませるため、お客様に  
25 席を移っていただきたい。」と述べて、原告に対して席の移動を求めたのであれば、本件車掌は、本件トラブルの原因や責任が原告にあるとの考えに基づいて

ではなく、本件トラブルが更に大きいトラブルにならないように協力してもら  
えるのは原告であるとの判断の下、原告に席を移動してもらったものといえる  
から、席の移動という負担を原告にかけたとしても、本件トラブルを仲裁する  
ための一つの方法として社会通念上許容される対応であったというべきであっ  
て、不法行為に該当する違法な行為であるとは認められない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、不法行為に基づく原告の慰  
謝料請求は、理由がない。

### 3 債務不履行に基づく損害賠償請求について

原告は、被告 J R 西日本が三次喫煙を含む受動喫煙防止のために喫煙ルーム  
を廃止し、乗客の安全を確保する運送契約上の債務を負っているにもかかわらず、  
喫煙ルームを廃止しなかったため、原告は、本件喫煙客から三次喫煙による  
健康被害を受けたと主張する。

しかしながら、前述のとおり、被告 J R 西日本が新幹線に設置している喫煙  
ルームは健康増進法で定められた要件・基準を充たしていることが認められ、  
そして、本件トラブル時における健康増進法（健康増進法の一部を改正する法  
律（平成 30 年法律第 78 号）による改正前の健康増進法）に違反する喫煙ル  
ームが本件新幹線に設置されていたことを示す証拠はないことなどからすれ  
ば、被告 J R 西日本が、原告との間の運送契約において、原告のために喫煙ル  
ームを廃止する債務を負っていたとは認められず、原告の主張は、その前提を  
欠く。

また、原告が本件喫煙客から三次喫煙による健康被害を受けたことを認める  
に足りる証拠もない。

したがって、その余の点を判断するまでもなく、原告の被告 J R 西日本に対  
する債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない。

4 以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから、主文のとおり判決す  
る。

東京地方裁判所民事第16部

裁判官

藤永かおる

これは正本である。

令和3年5月10日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 齊藤悠子